

## 宿泊約款

当旅館では、ご宿泊の皆さんに安全かつ快適にご利用いただくために、宿泊約款を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また宿泊約款に基づく当館従業員からの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

当利用規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第6条に基づき、やむを得ずご宿泊および館内施設のご利用をお断りする場合がございます。

なお、当利用規則をお守りいただけない場合において、お客様に損害が生じたとしても当館は責任を負いかねます。また、当館に損害が生じたときは、お客様に損害を賠償していただくことがございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 適用範囲

#### 第1条

- 当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めるない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。  
当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらずその特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申し込み

#### 第2条

- 当旅館に宿泊契約の申し込みを使用とする宿泊客は、次の事項を旅館に申し出でいただきます。
  - 宿泊者名、登録住所及び電話番号(又は携帯番号)
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)と宿泊同行人数
  - その他旅館が認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合  
当旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 当旅館で得た個人情報は、「個人情報取り扱いについて」に基づき使用します。

### 宿泊契約の成立等

#### 第3条

- 宿泊契約は、当旅館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。  
ただし当旅館が承諾しなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当旅館が定める申込金を、当旅館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当旅館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

#### 第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず当旅館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 宿泊契約締結の拒否

### 第5条

当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1 宿泊の申込みが、この約款によらない時。
- 2 満室により客室の余裕がない時。
- 3 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。
- 4 宿泊しようとする者が、当旅館従業員、他の宿泊客に暴力的な言動を行う、当旅館従業員を長時間拘束する、または当旅館従業員の業務の妨げとなる行為をする時当旅館内の平穏な運営を乱すおそれがあると認められる時。
- 5 宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがいる時。
  - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
  - (2)暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  - (3)暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
- 6 宿泊しようとする者が、感染症であると明らかに認められる時。
- 7 宿泊しようとする者による暴力的要要求行為が行われ、または以下の過剰な要求行為を求められた時。
  - (1)当ホテルで提供していないサービスの提供
  - (2)法令や公序良俗に反するサービスの提供
  - (3)正当な理由のない契約後の値引き要求
  - (4)正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まれない食事等の提供
  - (5)その他合理的な範囲を超える負担
- 8 当旅館の従業員、他の宿泊客に対し、暴言、暴行、脅迫、恐喝、詐欺行為があった時。
- 9 SNSや掲示板等に事実と異なる内容や当旅館従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行った時。
- 10 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない
- 11 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者、当旅館従業員に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、又は他の宿泊者、当旅館従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をした時(都道府県条例にもとづく)。
- 12 宿泊しようとする者が、過去に当旅館に対してトラブルがあった時。

## 宿泊客の契約解除権

### 第6条

- 1 宿泊客は、当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を請求します。ただし、当旅館が第4条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当旅館が宿泊客に告知した時に限ります。
- 3 当旅館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、準じる)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 当旅館の契約解除権

### 第7条

- 1 当旅館は、ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。
  - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、官公署等の要請、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時、又は同行為をしたと認められる時。
  - (2)宿泊客が当旅館従業員に暴言暴力をふるう、当旅館従業員を長時間拘束する又は当旅館従業員業務の妨げとなる行為をする等、当旅館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められる時。
  - (3)宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当旅館を利用される方に次の事由に該当するものがいる時。
    - ①暴力団、またはその関係者その他暴力団等である時。
    - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員
    - ③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
  - (4)宿泊客が感染症であると明らかに認められるとき。
  - (5)宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、または以下のような合理的な範囲を超える負担を求められた時。尚、以前同様な行為があった時も含みます。
    - ①当旅館で提供していないサービスの提供
    - ②法令や公序良俗に反するサービスの提供
    - ③正当な理由のない契約後の値引き要求
    - ④正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まれない食事等の提供
    - ⑤当旅館従業員に対し、脅迫、恐喝、詐欺行為があった時
    - ⑥SNSや掲示板等に事実と異なる内容や旅館従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行った時
    - ⑦威圧的な不当要求を行い、且つ合理的な範囲を超える負担を求められた時。またはかつて同様な行為を過去に当旅館で行なったと認められる時。
    - ⑧上記①から⑦に類する行為があった時。
  - (6)天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊できなくなったとき。
  - (7)宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがある時、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。（都道府県条例に基づく）
  - (8)当旅館が指定した場所以外での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項に従わない時。
  - (9)ご登録以外の宿泊者が同行・無断利用が見込まれる時。
- 2 当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(4)(6)になるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

## 宿泊の登録

### 第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を記入して頂きます。
  - (1)宿泊客の氏名、年令、住所及び電話番号（又は携帯電話の番号）人数
  - (2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、旅券の写し
  - (3)その他当旅館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券等、通貨に代わり得る方法より行おうとする時は、チェックイン時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条

- 1 【チェックイン 午後3時より】【チェックアウト 明朝10時まで】※ レイトチェックアウトプラン対象外)  
ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、  
終日使用することができます。尚チェックイン開始時間帯以降においても、客室の整備等  
により、やむを得ずお待ち頂くことがあります。
- 2 当旅館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることが  
あります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。  
※ チェックアウト10時(レイトチェックアウト時)より、
  - ・ 岡田旅館 1時間延長 2,000円(税別)
  - ・ 和楽亭 1時間延長 4,000円(税別)尚、満室の際はお断りさせていただくことがあります。

## 第10条

宿泊客は当旅館内においては「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

## 第11条

- 1 当旅館の主な施設等の営業内容及び営業時間は下記の通りです。
  - イ) フロント · 7時 ~ 20時
  - ロ) 売 店 · 7時 ~ 10時 · 15時~20時
  - ハ) お食事処 · 朝食 7時~ 8時30分  
· 夕食 17時~20時
- 二) 大浴場 15時 ~明朝9時
- ホ) 貸切風呂 7時~10時 15時~20時
- 2 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。  
その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。
- 3 大浴場または温泉の利用について
  - (1) ご利用時間 午後3時~明朝9時まで  
※ 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。  
その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。
  - (2) 浴場および脱衣所での撮影および録音は禁止しています。
  - (3) 浴場および脱衣所へ立ち入り可能な異性のお子様の年齢は6歳以下となっております。
  - (4) 館内に掲示している禁忌症をご確認の上、ご入浴ください。
  - (5) お手回り品の紛失、盗難等が発生した場合、当館では一切責任を負いかねます。  
お客様ご自身で貴重品などの管理をお願いいたします。(キーロッカーあり)
  - (6) お客様の不注意による事故が発生した場合には、当館では一切責任を負いかねます。
  - (7) 水分補給目的以外での飲食物の持ち込みは、衛生上の理由からご遠慮ください。  
尚、アルコール類など事故・危険が予測されるものを持参の際には、入浴拒否をさせて  
いただきます。

## 第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、当館が認めた宿泊券、通貨又はクレジットカード、  
電子マネーにてチェックアウト時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当旅館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊  
しなかった場合においても、宿泊料金をお支払いいただきます。

## 当旅館の責任

### 第13条

- 1 当旅館は宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当旅館は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

### 第14条

- 1 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

## 寄託物等の取扱い

### 第15条

- 1 宿泊客が当旅館内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品をフロントにお預けにならなかった場合について、あらかじめ種類および価額の明告がなかったものについては、当旅館に故意または重大な過失がある場合を除き賠償いたしかねます。
- 2 当旅館では、美術品、骨董品、動植物ならびに楽器等はお預かりいたしかねます。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

### 第16条

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられている場合において、当旅館は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については1ヶ月経過後処分いたします。ただし、飲食物・たばこ・雑誌および衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品(明らかに壊れている物)は、保管期間内であっても、翌日に破棄させていただきます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

## 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

### 第14条

- 1 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

## 寄託物等の取扱い

### 第15条

- 1 宿泊客が当旅館内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品をフロントにお預けにならなかった場合について、あらかじめ種類および価額の明告がなかったものについては、当旅館に故意または重大な過失がある場合を除き賠償いたしかねます。
- 2 当旅館では、美術品、骨董品、動植物ならびに楽器等はお預かりいたしかねます。

## 駐車の責任

### 第16条

当旅館利用目的のお客様に限り、当駐車場をご利用いただけます。

(1)当駐車場内では徐行し、指示枠への駐車指示に従ってください。

(2)車両から離れるときは、エンジンを切り、確実に施錠がされていることをご確認ください。

※ 冬季・雪おろしのサービスを行っております。

希望されない際は、前日夜8時までにフロントへとお申し付け下さい。

(4)駐車場内における事故及びご利用者同士のトラブルについて、当館は責任を負いません。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

### 第17条

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられている場合において、当旅館は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については1ヶ月経過後処分いたします。  
ただし、飲食物・たばこ・雑誌および衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品(明らかに壊れている物)は、保管期間内であっても、翌日に破棄させていただきます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。
- 4 当旅館は、置き忘れた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意で点検することがあります。
- 5 当館での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に費用を負担していただきます。
- 6 粗大ゴミ等にあたる処理費用のかかる携行品を、宿泊客の故意または過失により客室、共有部その他の当旅館の敷地内に放置された場合、法令に準じた処理費用に加え、当旅館の代行費用として相当額を請求させていただきます。  
尚、意図的に放置されたことが客観的に推認される場合、またはチェックアウトの日から1週間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に放置され所有権が放棄されたものとみなす取り扱いとさせていただきます。

## 宿泊客の責任

### 第18条

- 1 宿泊客の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	・基本宿泊料(室料) 《備考》基本宿泊料はお申込み確立時の料金によります。
	追加料金	・追加飲食(朝・夕食・その他の飲食料)及び付帯施設の利用料金 ・その他利用施設の定めるサービス料等
	税金	・消費税等法令により規定される諸税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数 / 契約解除の通知を受けた日	当日	前日	不泊當日前日9日前20日前		5日前	6日前	7日前	14日前	15日前	30日前
			2日前	3日前						
1~14名	100%	50%	20%		10%					
15~30名	100%		50%		20%		10%			
31~100名	100%		50%		20%		10%			
101名以上	100%			50%			20%		10%	

注1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

注2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。

注3 日にち変更については1~14名様のご予約については、3日前までのご変更は対象外。以外のご予約ご人数様のご変更は、上記表に基づき違約金が発生いたします。

別表 第3 お子様料金

- 1 ご登録いただいたおりませんお子様のご宿泊ご利用はお断りをさせていただきます。  
2 Cタイプは、Dタイプご対象のお客様でご希望の方に限ります。

タイプ	対象年齢	基本宿泊料金より	ご夕食	ご朝食	お布団	タオル・バスタオル	浴衣
A	7才以上~12才まで	70%	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/>
B	4才以上~6才まで	50%	<input type="radio"/> お子様ランチ	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/>
C	0才以上~3才まで	30%	×	×	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/>
D	3才	2,200円	×	×	×	<input type="radio"/> 同提供	<input type="radio"/>
E	0才以上~2才まで	無料	×	×	×	×	×

### 2 ルームキー紛失の場合

当旅館は指定の業者からの、シリンドラー本体の交換と鍵・キーホルダーの再発行費用として22,000円(税込)を弁償していただきます。

## 有限語源と準拠法

### 第19条

- 1 本約款等及びその他利用規約等は、日本語を正文とします。  
お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。  
2 当旅館とお客様の宿泊契約に関しては、日本法を準拠法とします。

## 宿泊以外のサービス利用契約締結の拒否

### 第20条

- 1 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊以外のサービス利用契約に応じないことがあります。  
当該サービスの契約の申込みをなさる方又は当旅館を利用される方に次の事由に該当するものがある時。
  - (1) 第5条第5項にて定める暴力団等に該当するもの
  - (2) 法令、官公署等の要請又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断されるもの
- 2 当旅館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
- 3 当旅館もしくは当旅館従業員に対し、以下のような合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (1) 当ホテルで提供していないサービスの提供
  - (2) 法令や公序良俗に反するサービスの提供
  - (3) 正当な理由のない値引き要求
  - (4) 正当な理由のない事項への強要、契約に含まれないサービス等の提供
  - (5) 当旅館従業員に対し、暴言、暴行、遅延行為(長時間拘束)、脅迫、恐喝、詐欺行為があった時。
  - (6) SNSや掲示板等に事実と異なる内容やホテル従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行った時。
  - (7) 威圧的な不当要求を行い、且つ合理的な範囲を超える負担を求められたとき。  
またはかつて同様な行為を行なったと認められる時。  
(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。)
- 4 当旅館の利用規則に違反した時。  
(違反する恐れがあると、当ホテル側が判断した場合を含む)
- 5 当旅館利用にあたり、その利用を容認できないと当ホテルが合理的な理由に基づき判断した時。

## 準拠法と管轄裁判所

### 第21条

- 1 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当旅館の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

## 宿泊約款の変更

### 第22条

- 1 当旅館は以下の場合に、当社の裁量により、宿泊約款を変更することができます。
  - (1)宿泊約款の変更が、宿泊客の一般的利益に適合する時。
  - (2)宿泊約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである時。

## インターネット通信

### 第23条

- 1 当旅館内のインターネット通信の利用に当たっては、お客様自身の責任において行うものとします。システム障害その他の理由により予告なくサービスが中断または終了することがあります。
- 2 インターネット通信利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、お客様にいかなる損害が生じても、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、当ホテルは一切責任を負いません。  
インターネット通信の利用に際し当旅館が不適切と判断した行為により、当旅館及び第三者に損害が見込まれる場合また実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

## 全館禁煙について

### 第24条

当旅館では受動喫煙防止策の強化に伴い、皆様に快適なご滞在を提供できるよう全館禁煙とさせていただいております。

全ての客室内・ベランダ・廊下等での喫煙(加熱式タバコを含む)はご遠慮いただいております。

喫煙の際はホテル内の指定喫煙場所をご利用ください。

※ 喫煙室は1階・ロビー奥にございます。

また上記違反の際には、損害賠償を以下の通りご請求いたします。

【客室内喫煙によるクリーニング代】 1室につき3万円(税込)

【客室内喫煙による客室売止め費用】 客室売止日数×3万円(税込)

皆様のご理解とご協力ををお願い申し上げます。

## 警察への通報

### 第25条

お客様の本約款等又はその他利用規則等への違反等により、他の宿泊者及び当旅館の権利、財産、及びサービス等を保護する必要が生じた場合、当旅館は警察等関係機関へ通報する等の然るべき措置を講じます。

尚、特定機関より各防犯カメラ映像の提供依頼がある際には応じさせていただきます。

## 動物との宿泊

### 第26条

1. 同伴可能な動物は盲導犬のみ(事前登録必要)、他はお断りいたします。

## その他

### 第27条

- 1 当旅館では消防法の定めにより火災報知器を館内各所に設置しており、火災、その他の理由により報知器が感知した場合、館内放送が流れることができます。館内放送によりお客様が損害を被った場合であっても、当旅館は一切の責任を負いません。
- 2 お客様の安全上の観点から、長時間に渡ってお客様と連絡が取れていない場合には、当旅館従業員が客室への電話連絡や客室前での呼び出しを行います。また、応答がない場合や緊急時など、当旅館が必要と判断した場合は、やむを得ず客室に入室を行いますのでご了承ください。
- 3 客室内や敷地内で許可なく営業上の目的で写真やビデオ・DVD等あらゆる機器による撮影および録音はご遠慮願います。また、私的に撮影及び録音されたものであっても、許可なく営業上の目的でインターネット上に掲載する行為や各種SNSを使用した配信行為等はなさらないでください。(ライブ配信も含みます)場合により法的措置の対象となることがあります。
- 4 宿泊約款第2条により登録された宿泊客(同伴者を含む)以外の客室内での面会、及び宿泊させることはお断り申し上げます。
- 5 お客様宛に届いた品物を旅館が代わりに受け取る場合、その品物の滅失・毀損等について旅館では当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、一切の責任を負いません。
- 6 当旅館施設の住所を住民登録として居所申請を行うことはお断りいたします。尚、滞在の証明は「宿泊証明書」の発行をもって行い、「居住証明書」の発行はいたしません。